

2016年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（10月募集）

[一般入試（素養重視方式）]

[外国人留学生入試]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 11 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2015年10月11日（日）

小論文

問題

次の資料〔第186回国会 参議院 財務金融委員会 第5号（平成26年3月18日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) 財務省による平成26年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算では、
税収弾性値1.1が使われています。財務省が税収弾性値1.1を使用する
理由とその数値の根拠を答えなさい。

【参考：税収＝名目GDP×税率×税収弾性値】

- (2) 平成22年度の経済財政白書において、最も税収が増えるのは法人実
効税率が30%以下20%台である場合と分析しています。同白書では、
その分析結果はどのような要因に基づくものと考えられると述べられ
ていますか。

- (3) M君は、わが国の法人課税改革において最も重要なポイントは、中長
期のトータルな税収が増えるようにすることであり、単年度の法人税収
の中立ではないとして、法人税率の引き下げを主張しています。これに
対し、A大臣は法人税率の引き下げが単純に税収増につながるという話
ではないと述べています。A大臣がそのように述べる理由について述べ
なさい。

資料〔第186回国会 参議院 財務金融委員会 第5号（平成26年3月18日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○委員長（T君） ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官TK君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（T君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（T君） 所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（…略…）

○M君 自由民主党のMでございます。

昨年十一月二十八日の本委員会におきまして、私は企業グループ内の資金融通を円滑化するために貸金業法の規制緩和を提案させていただきました。A大臣、そして金融庁におきましては、施行令の改正に向けて機動的な対応をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日は、財政再建のための法人課税改革と題しまして質問をさせていただきます。今月七日の参議院予算委員会におきましても同じテーマで質問をいたしましたけれども、今日は少し視点を変えまして御議論をさせていただきます。

まず、内閣府にお聞きいたします。

本年一月二十日に開催されました経済財政諮問会議に内閣府が提出しました中長期における経済財政に関する試算、その経済再生シナリオは、二〇一六年度、二〇二〇年度の税収を、それぞれ六十・五兆円、六十八・六兆円と推計しております。これらの二つの税収はどのようにして推計されたのでしょうか。

○政府参考人（TK君） 中長期の経済財政に関する試算における税収でございますが、経済財政、社会保障を一体的にモデル化いたしました内閣府の計量モデル、いわゆる経済財政モデルを用いて試算したものでございます。

この計量モデルでございますけれども、賃金、俸給総額や企業所得等の所得面の動向、民間消費等の需要面の動向等を基にして課税ベースを推計し、これに税率を掛けるなどして税収規模を推計してございます。したがって、一般的には経済規模が大きくなるにつれ税収規模も大きくなるといった関係にございます。

また、中長期試算における各年度の税収についてでございますが、現行法に沿った増収に相当する額を織り込んでおりまして、消費税率につきましては、二〇一四年四月より八％へ、二〇一五年十月より一〇％へ段階的に引き上げられることを前提として試算してございます。

こうした経済規模の拡大に伴う税収増と消費税率の一〇％への引上げを踏まえた結果、経済再生ケースにおける国の一般会計税収は、二〇一六年度には六十・五兆円程度という姿となり、その後、更なる経済規模の拡大に伴いまして、二〇二〇年度には六十八・六兆円程度に増加する姿となっているものでございます。

○M君 この六十・五兆円、六十八・六兆円、法人税、所得税、消費税などの内訳はどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人（TK君） 中長期試算の計算過程におきまして得られる税目ごとの税収額でございますけれども、中長期の経済財政の姿を展望するという試算の目的に必要な程度で簡易な計算を行う計量モデルに基づくものであることによりまして、従前より内訳についてはお示しをしていないところでございます。

○M君 トータルの税収の予測をしながら、所得税などの内訳は公表してこなかったということでございます。枝葉の細かな税収を聞いているわけではなくて、いわゆる太い幹の所得税、消費税、法人税などについては私は公表していただきたいと思えます。予測でございますので、検証できないとなかなか外部からは信用されないわけでございますが、公表した上で、民間エコノミストの批判を受けて更に精緻な試算の手法を磨いていただくことを期待いたします。

次に、財務省にお聞きをいたします。

税収弾性値という言葉がございましてけれども、これはどういうものなのでしょう。また、平成二十六年予算の後年度歳出・歳入への影響試算では税収弾性値一・一を使っておられます。これはどういう理由で一・一なんぞございましょうか。

○政府参考人（Z君） 税収弾性値でございますが、経済成長に応じまして税収がどの程度増加するか、そういうのを表す指標でございますが、後年度の影響試算、御指摘いただきました試算におきましては、この試算が中期的な将来の財政の姿を示すという性格を持っておりますので、税収の推計に当たっては従来から過去の平均的な税収弾性値を使っております。

この過去の平均的な税収弾性値でございますが、バブル期以降、名目成長率の絶対値が極めて小さくなっている、あるいはマイナスの場合もあるわけですが、その状況下で税収弾性値が大きな振れを示してございまして、安定した実績のデータという点に着目をいたしまして、比較的安定的な経済成長を実現していた時代の、バブル期以前の平均的な値である一・一を用いているということでございます。冒頭申し上げましたように、経済成長と税収との関係ということでございますので、かなり長い期間で見るとその平均的な数字を使っているということでございます。

○M君 税収弾性値とはどういうものかということにつきまして、もう少し詳しい定義をお聞かせいただけませんか。

○政府参考人（Z君） いわゆる経済成長の伸び率がありましたら、その経済成長の伸び率が一増加する際に、例えば一％増加する際に税収がどのくらいのパーセンテージで増加するかという比率の数字でございます。

○M君 税収弾性値が一の場合でありますけれども、名目GDPが一％伸びると税収も一％伸びることかと思えます。

この平成二十六年の度の影響試算、翌々年度からは一・一を使っているという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（Z君） 当然、最初の年は最初の税制改正の影響ですとか様々な特殊要因がございますので、機械的な推計に入った以降の数字として使わせていただいています。

○M君 確認ですけれども、翌年度の税収見積り及びその税制改正の議論においては弾性値は使わないということですか。

○政府参考人（Z君） 例えば、今御審議をいただいております二十六年の度予算の税収を見積もる際には、各税目の前年度、すなわち二十五年度の税収をまずできる限り精緻に見込みまして、それを翌年度の経済見通し等を用いて延ばすという手法になっております。例えばそれぞれの、法人税なら法人税、所得税なら所得税、消費税なら消費税ということで、別々に得られるだ

けのデータを使ってなるべく精緻に足下を計算しまして、それ以降は経済成長の数字ですとか様々な経済指標を使って延ばしていくという手法を行っております。

○M君 関連で内閣府にお聞きいたします。

先ほど、冒頭話題にしました二〇一四年一月二十日の経済財政諮問会議提出の内閣府、中長期における経済財政に関する試算の経済再生シナリオでございます。二〇一四年度から名目GDP成長率が三%を上回り、二〇一六年度には名目GDP成長率三・八%、二〇二〇年度には三・六%と試算をいたしております。その上で、二〇一六年度、二〇二〇年度の税収をそれぞれ六十・五兆円、六十八・六兆円と推計しているわけであります。

この税収の推計値を事後的に検証しますと税収弾性値は幾らになるのか、それぞれの年で教えていただけますか。

○政府参考人(TK君) 中長期試算の経済再生ケースの結果につきまして、国の一般会計税収の伸び率を名目GDP成長率で割って求めました税収弾性値の値を申し上げさせていただきます。なお、あらかじめ申し上げておきますが、中長期試算における消費税率については、二〇一四年四月より八%、二〇一五年十月より一〇%へ段階的に引き上げられることを前提としております。この場合、二〇一四年度から二〇一六年度にかけては税収の伸び率が高まるため、税収弾性値は一を大きく上回ることとなります。

以上の点を踏まえた上で、税収弾性値の具体的な値を申し上げさせていただきます。二〇一四年度につきましては三・一、二〇一五年度につきましても三・一、二〇一六年度二・五、二〇一七年度〇・九、二〇一八年度〇・七、二〇一九年度一・〇、二〇二〇年度一・〇というふうな結果になってございます。

○M君 財務省の用いている弾性値でございます。古いバブル期前の弾性値の平均値と申しますか、実際には少し違うそうでございますけれども、一・一を使っていらっしゃるわけでございます。立場上、保守的で堅めであることは構わないと思えますけれども、景気回復期という今の経済状況を踏まえた少し高めの弾性値を用いた影響試算も是非併せて公表いただくと、いろいろ議論が高まるのではないかと考えております。

次に、内閣府にお聞きいたします。

政府は、国、地方を合わせた基礎的財政収支について、二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べ赤字の対GDP比を半減、二〇二〇年度までに黒字化する方針でございます。税収弾性値が例えば二や三であれば、二〇二〇年度の税収や基礎的財政収支はどのようになりましょうか。

○政府参考人（TK君） 内閣府の中長期試算におきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、経済財政、社会保障を一体的にモデル化した計量モデルを用いて試算しているものでございます。経済と財政相互の整合性を保ちながら将来の展望をしているものでございます。

その上で、二や三といった極めて高い税収弾性値が二〇二〇年度までの長期にわたって続くと仮定することにつきましては、経済、財政の相互の整合性が保たれるという計量モデルの特性が失われると考えられるため、そのような試算を行うことには慎重を期す必要があること、また、そもそも中長期試算はあらかじめ特定の税収弾性値を用いて推計するものではないという技術的な問題があること、すなわち税収弾性値は中長期試算においては結果として算出されるものであることなどから、お示しすることは困難ということでございます。

○M君 次に、財務省にお聞きというか、お願いをいたします。

政府税制調査会で法人税の改革議論がスタートをいたしました。今月十二日の法人課税ディスカッショングループ第一回会合でOH座長が示した論点整理メモと申しますか、法人税改革の論点についてと題するペーパーを読み上げていただけますでしょうか。

○政府参考人（Z君） 先生のお配りになられた資料を読み上げさせていただきます。

税制調査会、第一回法人課税ディスカッショングループ、法人税改革の論点についてということで、二〇一四年三月の十二日でございます。

これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にはどうか

（1）法人税改革の目的を明確にして取り組む

国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

（2）法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い法人税収への依存度が高い

（3）法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開業が起りやすくなり、産業の新陳代謝が促進、促される

（4）単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる単年度ではなく中期的に税収中立をはかる

法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる
国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる
以上でございます。

○M君 ありがとうございます。

この今年十二日の第一回会合でございますけれども、法人実効税率引下げに反対する有識者の意見がもしございましたら、御紹介いただけますか。

○政府参考人（Z君） 先日の第一回の法人課税ディスカッショングループにおきましては、今後の検討に当たっての論点について様々な議論が行われました。その中で、実効税率引下げの反対意見が出たかという御質問でございますが、複数の意見から税率引下げについて必要があるという指摘があった一方で、法人課税の目的や国民への影響について十分な議論がなされていない中で、税率の引下げのみ先行して方向性を打ち出してよいのかといった意見がございました。

また、多くの委員から財政の健全性について指摘がございまして、例えば二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化目標との整合性を確保すべきという意見、それから借金に頼らない財政運営を行うために消費税率の上げを行う中で、法人税は税収中立でないというのであれば政策の整合性が取れないという意見、それから税収中立については、将来の不確かな税収の増加を当てにするのは危険だといった意見がありました。

いずれにしましても、専門的な観点から実効税率の在り方、課税ベースの在り方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて御検討をいただき、御議論をいただくということでございますので、議論を深めていただきたいと考えております。

○M君 今御説明いただきましたとおり、法人税率の引下げだけを性急にやるのはいかなものかという意見が出たとは私も聞いておりますけれども、税率そのものの引下げにまずもって反対だという、大反対の有識者もいなかったというふうに私は聞いております。

内閣府にお聞きいたしますけれども、平成二十二年度の経済財政白書で、法人実効税率と法人税収の対GDP比というグラフが掲載されております。また、この半年余り、法人税改革が議論になりまして、マスコミなどの記事を読んでおりますと、法人税のパラドックスという言葉がよく目にするわけでございます。この法人税のパラドックス、そして日本で法人税のパラドックスが将来起きるための条件は何だとお考えでしょうか。内閣府の方にお聞きしたいと思っております。

○副大臣（N君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法人税のパラドックスについて平成二十二年度の経済財政白書で分析をしているところでございますけれども、一般的には、法人実効税率の引下げにもかかわらず法人税収が増えると。より正確に言いますと、今回、今回というか、二十二年度に白書で分析したのは、法人税収が対GDP比で増加するという、こういう現象、こういう国が見られるという現象でありまして、御案内のとおり、よく所得税ではラフター・カーブと言われて、税率と税収を取って、税率が上がると当然税収は増えていくわけですが、余り高くなり過ぎると今度は逆に下がっていくということが法人税でも、その法人税収と対GDP比で見ますと、税率と対GDP比で見ますとそういうことが言える、各国の分析で言えるということ平成二十二年度に分析しているわけでありまして、これによりまして、最も税収が増えるのは法人実効税率が三〇%以下二〇%台ということがこのときの分析で言われているわけでありまして。

その要因として、税率の引下げによる経済活性化、それから課税ベースの拡大を同時に実施していること、それから、いわゆる個人事業主的な個人部門から法人に移る、法人に変えていくという、そういう所得シフト、こうしたことが総合的に寄与した結果であるという分析をこの白書ではいたしております。

いずれにしても、こうしたことを踏まえ、あるいは最近のヨーロッパ等で起きている現象、事象などもしっかりと分析をして、諸外国の経験もしっかり分析をしながら、今後、経済成長と財政再建と両立を図っていくという視点の中で議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○M君 N副大臣、ありがとうございます。

配付資料の六ページ目でございますけれども、今、所得税のラフター・カーブの御紹介がございましたけれども、法人税率と法人税収についてもグローバル経済の中では同じようなことが起きているのではないかと私は思うわけでありまして。

そこで、財務省にお聞きします。法人税のパラドックスが過去日本でも起きたことがあるのでございましょうか。法人実効税率を下げたにもかかわらず法人税収が増えたことは日本では過去にあるのでしょうか。

○政府参考人（Z君） 法人税のパラドックスという定義がどういうものであるかというのはありますので、ちょっとそれは避けさせていただきます。法人実効税率を下げた場合に、下げる前の年と比べてとにかく税収が増えたことがあるかどうかというデータを探りますと、まず、過去、法人税率を引き下げる年度において法人税収が増えたかどうかという点でございますが、

引き下げた年度は、六十二年度以降でいいますと、六十二、平成元、二、十、十一、二十四の六回でございます。

これらの年度のうち、前年度から法人税収が伸びている年度は、六十二年度、平成元年度、平成二十四年度の三回でございますが、六十二年度については法人税の課税ベースの見直しは行っておりませんが、六十二年度、元年度というのは、これはもうバブル経済の中で好景気になっていたということが税収の増に影響しているというのは明らかではないかと思っております。それから、平成二十四年度、これはまさにリーマン・ショックの、あるいは東日本大震災の経済の落ち込みからの回復時期でありまして、これに伴う税収増が大きく寄与しているものと私どもは分析しております。

○M君 私たちは鎖国をしておりました江戸時代に住んでいるわけではないわけでありまして。皆さん御案内のように、グローバル経済というのは、人、物、金が一番居心地のいいところに向かって流れていくということであると思っております。稼ぐ主体である企業が国を選ぶということが私はグローバル経済の本質だと思っております。そうした環境の中での立地競争を考えれば、日本も実効法人税率を引き下げないと、他国がどんどん引き上げている以上、現実問題としては、このままでは日本はじり貧になると私は思います。税率は引き下げざるを得ないと私は確信をいたします。

その一方で、財政再建が大事なことは言うまでもありません。私は、巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たっての最も重要なポイントは、中長期のトータルな税収が増えるようにすること、単年度の法人税収の中立ではないと思っております。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような税制改革が必要だと考えております。今の厳しい財政状況を考えますと、私たちは、座して死を待つか、変わる日本のために英知を結集して打って出るかの選択を迫られているように私は思います。

税制調査会でも議論が進んでいるところではありますけれども、雇用を拡大し、賃金を充実させ、経済の活気を更に取り戻し、巨額の赤字を抱える日本の財政を立て直すという視点からの法人税制改革が必要であると私は思っております。

財務省はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、A大臣、もしよろしければ御所見を。

○国務大臣（A君） パラドックスの話が最初に背景におありなんだとは思いますが、法人税率の引下げというものが企業行動にどのような効果を及ぼすかという話ですけれども、法人税収にどのような影響を与えるかということに関して、これは正直言って、アカデミックな観点から話をさせていただか

ないと、これは感情論で、何となくみんながやっているからとかいう種類の話ではないと、まずそう思っております。

二つ目、レーガノミックスというのを覚えておられると思いますが、あのレーガノミックスのとき下げた、どうなりました、双子の赤字ですよ、あのときは。慌てて上げたのが二期目ですよ。そして、バランスをしていい思いをしたのが、翌年のKさんという人が一番いい思いをしたという結果になったのだと。その頃、えらくあの人の話が騒ぎでしたので非常に記憶のあるところですが、余り簡単な話ではないんだと、私どもは基本的にそう思っております。

税率の引下げというのは、これはあまねくみんなに影響を与えるところなんで、これはよくよく検討をしなくちゃいかぬのですが、各国とも、これ自分たちの、引下げ競争をやって、あなた、自分の国もちますかということに関しては、各国ともえらく心配になってきているところまで税金が下がってきていますので、そういった意味ではなかなか難しいなと。

こっちを下げて消費税だけばんばん上げることが日本でできるかということ、それもなかなか難しいということになりますと、私ども、企業のアンケート、海外のアンケートを見ても、日本に企業進出するに当たって一番の問題は何かといたら、税制かということ、税制は三番目か四番目なんですね。ほかの問題がいろいろ出てきています。もうそれ挙げる時間もあれでしょうから、いろいろありますので、簡単な話ではないんだと。

まずそう思った上で、私どもは、企業が成長していくためには、この国にとって海外から見て一番問題は、おたく、エネルギー大丈夫と、これ海外の企業の質問の一番最初です。おたく、エネルギーどうするんですと、これが多分、多分というか、実際資料に出ていますけれども、これが一番で、この夏、電気どうするのとか、そういうところに工場進出なんかがとてもできませんよというのが圧倒的に一番。

そういった意味では、これはなかなか私どもとしては、税金だけの話ではないんだということ、引き下げれば税収が増えるというような単純な話ではないということだけは、これ、M先生、はっきりしているんだと思っております。いずれにおいても、これはいわゆる政府税制調査会等々で、この問題について、アカデミックな方たちが、税率の在り方とか課税ベースの在り方とか政策効果の検証とか他税目との検証とか、いろんなもの等検討していただくことになっておりますので、そういったものを見た上で私どもは最終的な判断をしていかねばならぬところだと思っております。

いずれにしても、我々はこのグローバルな時代の中で生き抜いていくときにあって、我々の持つております特徴、治安がいい、間違いなく、物が時間どおりに届く、そういったような圧倒的に優位なものというのを幾つも持つておりますので、そういったものがあるけど、だけど言葉が駄目じゃないか

とか、だけどエネルギーが駄目じゃないかとか、もういろいろなプラスマイナスを計算してこれは企業というのは進出してくるわけなんであって、税金だけではないとは存じますけれども、税は大きな要素を占めていることも確かなので、私どもとしては幅広く検討していかねばならぬところだと思っております。

○M君 今、税率引下げ競争をやると各国とも疲弊するんじゃないかという、A大臣おっしゃるとおりなんでございますけれども、じゃ、日本のライバル国である、イギリスも今度引き下げますけれども、ライバル国の引下げを、じゃ日本国として止められるのかというところが一番大事でございまして、もし止められるのであれば、私、大臣おっしゃったとおりだと思います。自らが率先して引き下げることはないと思っておりますけれども、競争していて相手が先を走っているわけですから、じっと指をくわえているわけにはいかないということではないかと思っております。

それから、法人税率下げても法人税収が増えるとは絶対言えないと思っております。ただ、私の一番の関心は、法人税率を下げて、もしトータルの税収が増えるような可能性があるのであれば、全ての、税率下げだけではなくて、他の政策等総動員をして日本全体の税収が増えるように取り組むのが大事だと、こういう意味で申し上げているわけでございます。いわゆる法人税のパラドックスではなくて、税収のパラドックスという意味でございます。

私、昨年秋から様々なシンクタンクに法人税率とトータルの税収の試算をお願いしてまいりました。なかなか難しく、まだ四つしか返ってきておりませんけれども、ある一つのシンクタンクが、法人税率と法人税収の関係についてシミュレーションを三つしていただきました。その一個だけ御紹介申し上げますと、内閣府の推計の経済再生シナリオと同じ名目GDP成長率三％で、それから税収弾性値が一・一の場合、この場合、来年度から五年間をかけて毎年実効税率を三ポイント、トータル一五ポイントになりますけれども、この引下げをしても、税収弾性値一・一、それから名目GDP成長率三パーが実現するならば法人税収は減らないという試算もございまして。ただ、その三％を五年間続けるというのがかなりの強い仮定であるということは十分承知をした上で申し上げます。

これからどんどんシミュレーションができ上がってまいりますので、まとめればどこかのタイミングで公表したいと思っております。

ありがとうございました。

(…以下、略)